

# 第 6 章 労働

## 市原市の労働環境

厚生労働省（平成 26 年度版労政経済の分析）によると、わが国の完全失業率は低下を続け、2014 年 3 月には 3.6%となり、リーマンショック前の水準まで回復するなど、雇用情勢の着実な改善がみられている。

しかし、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用者の求人が未だ多数を占めている。賃金不払いや不当解雇、パワーハラスメントなど労働環境における相談も都道府県労働局などに設置した総合労働相談コーナーに多数寄せられており、依然として雇用や労働環境をめぐる問題は解決されていない。

このような状況のなか、本市では、雇用機会の拡充や職業能力向上の支援を行い、雇用の安定的な確保及び促進を図るとともに、勤労者が意欲を持って働けるよう、勤労者の福利厚生の実施や労働環境の整備の促進を図るなど、各事業を実施しているところである。

平成 22 年国勢調査の結果によると、本市の 15 歳以上人口 242,384 人のうち、労働力人口は 132,795 人、完全失業者数は 7,503 人で、失業率は 5.7%となっており、平成 17 年の同調査時点より、労働力人口は 9,452 人の減少、完全失業者数は 614 人の減少で、失業率は変化していない。（表－1）

また、本市に所在する総民営事業所数及びその従業者数は、平成 26 年経済センサスの結果によると、それぞれ 8,758 事業所、112,018 人で、平成 24 年経済センサス時点より 163 事業所の増加（1.9%）、3,792 人の増加（3.5%）となっている。（表－2）

表－1 市内の労働力状態・15 歳以上人口

（単位：人）

	総数 （★）	労働力人口				非労働力人口
		総数	就業者	完全失業者	失業率	総数
H17 年度	240,999	142,247	134,130	8,117	5.7%	89,330
H22 年度	242,384	132,795	125,292	7,503	5.7%	77,570

（注）総数（★）は労働力状態「不詳」を含む。

国勢調査（総務省統計局）

表－2 市内の民営事業所数及び従業者数

	事業所数	従業者数（人）
H24 年度	8,595	108,226
H26 年度	8,758	112,018

平成 24 年・平成 26 年経済センサス（総務省統計局）

## I. 雇用安定対策

### 1. 職業紹介施設の充実

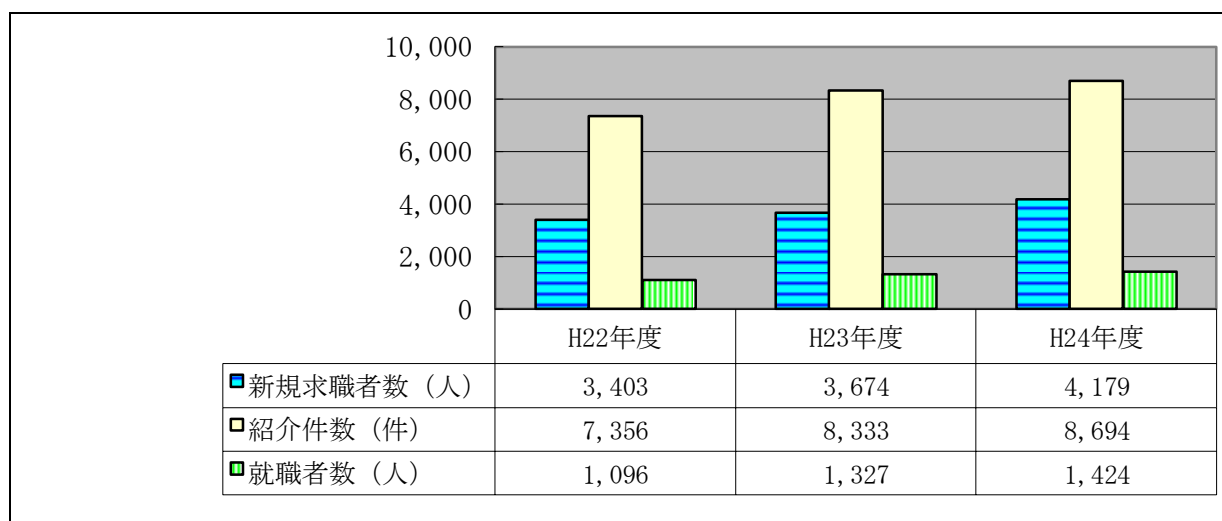
求職者の利便性の向上を図り、雇用機会を拡大するため、市原市勤労会館内の市原ワークプラザに、国の職業紹介施設である『ハローワークプラザ市原』を設置し、職業相談・職業紹介を行っている。(図 I-1)

また、子育て中の女性の就職を支援するため、『ハローワーク千葉南マザーズコーナー』も設置している。(表 I-1)

表 I-1 職業紹介施設の概要

施設名	市原ワークプラザ
業務内容	(1) ハローワークプラザ市原 自己探索機による求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介を行う。 (2) ハローワーク千葉南マザーズコーナー 子育て中の女性の職業相談・職業紹介並びに保育関連情報を提供する。 (3) 障がい者職業相談 千葉南公共職業安定所の専門相談員による、障がい者の職業相談・職業紹介を実施する。 (奇数月の第3水曜日 午後1時～午後4時) (4) インターネット求人検索コーナー ・ハローワークのインターネットサービスに接続し、全国の求人情報を検索することができる。 ・履歴書作成用パソコンを設置し、履歴書・職務経歴書を作成することができる。
所在地	市原市更級5丁目1番地18 (市原市勤労会館1階)
電話番号	ハローワークプラザ市原：(0436)23-6941 ハローワーク千葉南マザーズコーナー：(0436)26-8186

図 I - 1 ハローワークプラザ市原 利用者数



(注)平成 25 年 9 月以降千葉南公共職業安定所は、ハローワークプラザ市原に関するデータの公表をしていない。

## 2. 障がい者職業相談

雇用・失業情勢の厳しい状況が続いている障がい者の就職を支援するため、千葉南公共職業安定所の専門相談員による、障がい者の職業相談・職業紹介を平成 20 年度から実施している。(表 I - 2)

表 I - 2 障がい者職業相談実績 (単位：人)

年度	H24	H25	H26
相談者数	15	14	19

## 3. 障がい者就職面接会

障がいのある市内求職者の就職促進を図るため、千葉南公共職業安定所及び市原商工会議所との共催で、市内を中心とした複数の事業所を集めて障がい者就職面接会を開催している。(表 I - 3)

表 I - 3 障がい者就職面接会実績

年 度	H24	H25	H26
実 施 日	平成 25 年 2 月 19 日	平成 26 年 2 月 17 日	平成 27 年 2 月 16 日
会 場	市原市勤労会館	市原市勤労会館	市原市勤労会館
参加事業所数	7 社	10 社	11 社
求 人 件 数	10 件	10 件	17 件
求 人 数	25 人	16 人	21 人
参加求職者数	33 人	33 人	44 人
面接応募者数	56 人	61 人	76 人
採用内定者数	1 人	6 人	10 人



就職面接会の様子

#### 4. 再就職支援セミナー

「再就職支援セミナー」及び千葉県ジョブサポートセンターの生活・就労相談員による「出張相談」を県と共催し、離職者の生活の安定と再就職を促進するとともに、子育て中の女性や中高年の再就職を支援している。(表 I - 4)

表 I - 4 再就職支援セミナー 実績 (単位：人)

年度	内容	再就職支援セミナー参加者			出張相談参加者
		セミナー	交流会	託児(子人数)	
H24		7	2	3	2
H25		21		12	5
H26		31		11	

#### 5. 大学生等の保護者のための「就職セミナー」

千葉南公共職業安定所と共催し、就職を控える大学生等の子を持つ保護者に対し、現在の就職事情や保護者だからこそ出来るサポート等の説明を行い、若者の就労を支援している。(表 I - 5)

表 I - 5 保護者のための就職講座 実績(単位：人)

年度	参加者
H24	23
H25	8
H26	4

## 6. 障がい者・高齢者雇用、男女雇用機会均等法などの啓発

千葉南公共職業安定所と連携し、ポスターの掲示やチラシの配布、広報への掲載などにより、関係諸法令や事業主に対する各種助成制度の周知を図り、法令の遵守・助成制度活用促進について啓発を行っている。

## 7. 緊急雇用創出事業及び起業支援型地域雇用創造事業

「緊急雇用創出事業」及び「起業支援型地域雇用創造事業」は、雇用情勢が下降局面にあった中で、地域の実情や創意工夫に基づき、失業者や非正規労働者の雇用機会の創出を図ることを目的とし、国の緊急雇用対策として実施されてきた事業である。雇用情勢の改善により平成26年度をもって終了した。（表I-6～8）

表 I - 6 緊急雇用創出事業

趣 旨	企業雇用調整等により離職を余儀なくされた、非正規労働者や中高年齢者などに臨時的・一時的な就業の機会を提供する。
対象者	失業者（原則6か月未満雇用。一回のみ更新可。）
要 件	新規雇用の失業者の人件費割合は委託費の2分の1以上
事業の実施主体	民間企業、シルバー人材センター、NPO、その他の法人・団体、地方公共団体

表 I - 7 起業支援型地域雇用創造事業

趣旨	地域の産業・雇用振興策に沿った起業支援などを行うことにより、地域の雇用の受け皿を確保するため、地域に根ざした産業における安定的な雇用創出に資する事業を民間企業へ委託し、失業者を雇い入れる。
要件	新規雇用の失業者の人件費割合は委託費の2分の1以上 受託者が正規労働者として継続雇用する場合は一時金（30万円/人）を支給
事業の実施主体	起業10年以内の企業・NPO等（選定には有識者の意見聴取が必要）

表 I - 8 緊急雇用創出事業実績

事業名	H25年度		H26年度	
	事業費（円）	新規雇用失業者数（人）	事業費（円）	新規雇用失業者数（人）
起業支援型地域雇用創造事業	997,020	2	7,908,254	2
都市交流拠点賑わい創出事業	997,020	2	7,908,254	2

## Ⅱ. 職業能力向上支援

### 1. 職業訓練法人への支援

労働者の能力開発及びその資質の向上を図ることを目的として、市内にある職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を行う法人に対して補助金を交付している。(表Ⅱ-1, 2)

#### ※認定職業訓練

職業能力開発促進法では、事業主がその雇用する労働者に対して、職業能力の開発、資質の向上を図るため、必要に応じた職業訓練の実施に努めることが規定されている。職業訓練のうち、法で定める訓練基準に従って行う職業訓練は、知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。

表Ⅱ-1 市原市認定職業訓練運営費補助金交付実績 (単位：千円)

交付先	H24年度	H25年度	H26年度
職業訓練法人 市原共同職業訓練協議会	2,839	1,677	2,634

表Ⅱ-2 市原共同高等職業訓練校修了生の推移 (単位：人)

科目		H24年度	H25年度	H26年度
普通課程 (1年以上)	木造建築科	-	-	-
	造園科	6	-	6
	和裁科	4	5	2
	小計	10	5	8
短期課程 (1年以内)	造園科(一級技能士)	-	-	-
	和裁科(二級技能士)	5	-	6
	和裁科(技能向上)	5	-	6
	建築CADトレース科	5	5	-
	建築科(二級建築士)	5	-	-
	事務科(パソコン)	-	-	-
	事務科(パソコンⅠ)	17	16	12
	事務科(パソコンⅡ)	7	11	11
	電気工事科	6	5	13
	造園施工管理科	-	-	-
小計	50	37	48	
合計	60	42	56	

(注) 市原共同高等職業訓練校は、職業訓練法人市原共同職業訓練協議会が認定職業訓練校として設立した機関である。

## 2. 勤労市民セミナー

経済社会情勢や雇用環境の変化に対応できる職業能力の向上を支援するため、市内の勤労者及び求職者を対象に、学習機会として勤労市民セミナー（簿記講習・介護職員初任者研修）を実施している。（表Ⅱ－3、4）

表Ⅱ－3 簿記講習受講者数 (単位：人)

年 度	定 員	応募者数	受講者数
H24	60	42	40
H25	60	24	23
H26	66	74	61

表Ⅱ－4 介護職員初任者研修受講者数 (単位：人)

年 度	定 員	応募者数	受講者数
H26	20	24	20

## 3 中小企業従業員講習（詳細 194 ページ）

市内の中小企業の新入社員を対象に、社会人としての基本的な職業能力の形成及び向上を支援するため、マナーや接遇についての講習を、市原商工会議所と連携して開催している。



### Ⅲ. 就労環境整備

#### 1. 労働相談

近年増加傾向にある不当解雇、賃金不払い、超過労働時間などの労働問題（職業相談及び既に裁判所が関与したものを除く）について、市原市勤労会館内に無料の相談窓口を設置し、社会保険労務士による早期解決への助言・指導を行っている。（表Ⅲ－1）

表Ⅲ－1 労働相談内容及び件数 (単位：件)

相談内容	H24年度	H25年度	H26年度
賃金・退職金不払い	10	10	3
サービス残業	-	-	2
労働条件	7	3	3
解雇	6	3	4
その他	11	6	7
合計	34	22	19

(注) 毎週水曜日実施（ただし、第5週水曜日及び祝日を除く）

#### 2. 個別就労相談

平成26年度から市原市勤労会館内に無料の相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーによる面接の受け方や、応募書類の書き方の指導など、個々の状況に応じた相談業務を行うことで、随時若者の就労支援を図っている。（表Ⅲ－2）

表Ⅲ－2 個別就労相談件数 (単位：件)

H26年度	40
-------	----

(注) 毎週月曜日実施

#### 3. 中小企業退職金共済掛金補助金（詳細 192 ページ）

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付している。

#### 4. 中小企業従業員の表彰（詳細 194 ページ）

市内の中小企業の発展に功労のあった従業員を表彰し、その労に報いるとともに市内中小企業の振興に寄与することを目的に、市原市中小企業従業員規則を定めている。

## IV. 勤労者福祉

### 1. 市原市勤労会館（YOUホール）

勤労者の文化教養の向上及び健康増進を図るとともに、勤労者の福祉に寄与するため、勤労者福祉施設の核として、平成8年にオープンした。

「友・優・遊・裕・悠（ゆう）」と「you（あなた）」を意味した愛称『YOUホール』として親しまれ、毎年多くの勤労者が利用している。

（表IV-1、2、図IV-1）



勤労会館（YOUホール）

表IV-1 市原市勤労会館施設内容

所 在 電話番号	市原市更級5丁目1番地18 (0436)25-0125		
開館時間 休館日	午前9時～午後9時 毎週木曜日 (木曜が祝日に当たるときは、その直後の土曜日・日曜日及び祝日以外の日) 12月29日～翌年1月3日		
階	施設名	定員 (人)	利用形態
1階	健康増進室1	—	トレーニング機器が設置され、個人利用できる。
	健康増進室2	30	エアロビクス、社交ダンスなどの練習場として利用できる。
	和室1	15	華道、茶道、着物の着付け、会議などに利用できる。 ※1・2を通しで一室としても利用できる。
	和室2	15	
	更衣ロッカー・シャワー	—	健康増進室や体育室の利用者が利用できる。
	くつろぎコーナー	—	来館者が気軽に自由に利用できる。
	市原ワークプラザ	—	ハローワークプラザ市原、ハローワーク千葉南マザーズコーナーなどがあり、求人情報の検索や職業相談、職業紹介を行っている。
2階	会議室1	26	会議、打ち合わせ、研修会、講習会、少人数のサークル活動などの場として利用できる。 ※会議室4・5は通しで一室としても利用できる。
	会議室2	18	
	会議室3	18	
	会議室4	30	
	会議室5	36	

階	施設名	定員 (人)	利用形態
2階	創作室	20	絵画、陶芸、工作などの創作の場として利用できる。
	陶芸準備室	—	陶芸作品の乾燥や焼き上げの場として利用できる。
	料理実習室	30	調理用具や設備を備え、料理の実習や講習に利用できる。
	音楽室	30	演奏練習、ミニコンサート、音楽鑑賞などに利用できる。
	体育室	—	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球などの試合や練習の場として利用できる。 ※全面、2分の1面、4分の1面単位で利用できる。
3階	多目的ホール	325	講演会、講習会、各種大会、観劇、音楽会、各種パーティー、ダンスなどの会場として利用できる。
	楽屋 1・2	—	多目的ホール使用に付随し、講師や出演者等の控室として利用できる。 ※1・2を通しで一室として利用できる。



健康増進室 1



会議室 1



会議室 4・5



料理実習室



体育室



多目的ホール

表Ⅳ－２ 市原市勤労会館使用料一覧

〔基本使用料〕

(単位：円)

施設の名称	2時間以内	超過1時間につき
健康増進室1	210	100

(単位：円)

施設の名称	2時間当たり
会議室1	2,510
会議室2	830
会議室3	830
会議室4	1,250
会議室5	1,460
和室1	940
和室2	940

(単位：円)

使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9:00～12:45	13:00～17:00	17:15～21:00	9:00～21:00
施設の名称					
健康増進室2		2,090	2,830	3,350	7,440
創 作 室		2,200	2,930	3,560	7,650
料 理 実 習 室		2,300	3,040	3,670	8,170
音 楽 室		2,720	3,670	4,290	9,640
体育室	全面	2,410	3,250	3,880	8,590
	半面	1,250	1,570	1,990	4,290
	4分の1面	620	830	940	2,090
多目的ホール		5,340	7,130	8,590	18,970
楽 屋 1		730	940	1,150	2,510
楽 屋 2		730	940	1,150	2,510

〔割増料〕

- (1) 使用者が、使用に際し入場料などを徴収する場合(名目にかかわらず、直接又は間接に金銭の収入がある場合をいう。)は、使用料の100分の100に相当する額
- (2) 使用者が、営利を目的とする物品などの展示、発表、宣伝、販売その他これらに類する行為をする場合は、使用料の100分の100に相当する額

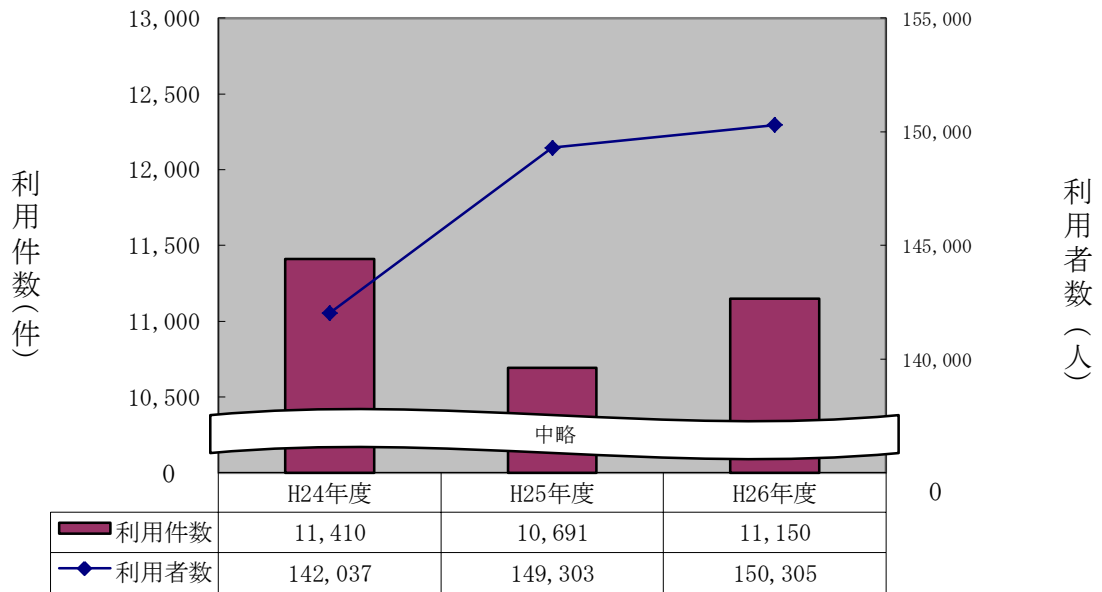
〔附属設備使用料〕

(単位：円)

施設の名称	設備の種類	単位	使用量(1回につき)
多目的ホール	照明設備	一式	1,150
	音響設備	一式	1,150
	舞台設備	一式	730
	映写設備	一式	2,200
	持込み器具使用	一式	1,150
	グランドピアノ	一式	2,200
音楽室	音響設備	一式	1,150
	映写設備	一式	1,150
	アップライトピアノ	一式	1,150
会議室	音響映像設備	1回	1,150
その他	陶芸用電気窯 (陶芸準備室)	1日	1,150
	コインロッカー	1回	100

(注) 単位の欄中「一式」とは、午前、午後、夜間それぞれの時間帯での使用をいう。ただし、全日使用にあつては、3回分として算定する。

図IV-1 市原市勤労会館利用件数及び利用者数



(注) 利用者数は、ハローワークプラザ市原の利用者数を含まない。

## 2. 勤労者団体への支援

勤労者団体が行う福利厚生事業などの活動の促進を図り、勤労者福祉の向上に資することを目的に、市内にある勤労者団体に補助金を交付している。(表Ⅳ-3)

表Ⅳ-3 勤労者団体運営費補助金交付実績 (単位：千円)

交 付 先	H24 年度	H25 年度	H26 年度
市原地区労働組合協議会	450	450	450
市原地区友愛連絡会	450	450	450